

創業・経営支援事業の増額補正について

1 目的

中東情勢の変化の影響等により、事業活動に著しく支障を来している中小企業者・小規模事業者が、経営の安定化を図るために必要な資金の融資を受けた場合に、その融資に係る保証料を補給することにより、事業の継続を支援し、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。なお、財源については、国の重点支援地方創生臨時交付金を充当する。

2 対象となる融資

- (1) 小規模事業資金融資制度保証料補給金の予算枠を拡充

令和8年度当初予算額 2,500,000円

⇒補正後予算額 8,520,000円 (6,020,000円増額)

- (2) リフレッシュ資金融資 (中東情勢・物価高騰等対応) の保証料補給金を新設

補正予算額 6,528,000円

※申請期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

3 支給額

三重県信用保証協会が定める保証料の額の全額に相当する額 (上限30万円)

4 予算額

15,048千円 (うち国庫補助金15,048千円)

【積算根拠】

- (1) 小規模事業資金融資

R8補給実績平均142,000円×R8申請件数見込60件

= 8,520,000円

- (2) リフレッシュ資金融資

1件当たりの保証料見込217,600円×申請件数見込30件

= 6,528,000円

5 その他

制度の周知は、市広報・ホームページへの掲載、商工会議所会報誌への折込のほか、三重県信用保証協会、金融機関等へ案内を行う。